

鍋屋橋町の論事件
 カバシを最價に汲一二逃け出さ
 従書員徳之と云ふが事。 廿七日午前九時頃に翌日海峽を航した
 運賃六円を毎日休み下りて來から晚上海峽
 船に乗船せしむるが乗下り大言敷の乗船同員
 運賃船費等上乗下り船倉積付に言ひ乗船員
 下りたがと申して言を降りた。
 大言敷乗船員は三から四時迄の間に
 二時迄に下り、今日三時及び何れも皆の同員
 は追加したり、かくて乗船員の言又三ヶ鐘
 未參加乗船員を戒めるが案内、
 乗川者はガツクアセ、
 我々乗船員は三ヶ鐘の間に降り、
 不問する會社の責任を認め及證明書
 至は我々乗船員を賠償する之激刺文、音時金
 金押字七枚にオミシタ事部に出。 然、
 シテ、議、
 年一議、
 議、
 議、

湯村第一通函主務
 昭和五年八月四日

善視總監 九山鶴

内務大臣安達謙藏殿
 社會局長 官殿
 各港府縣長官殿

北條國高制及船務司
 各港支知事船務司

5. 8. 8
 1517

西武鐵道株式會社従業員解雇之件ノ紛議ニ関スル件ノ急号兼

1. 會社ハ七月三十日ヨリ電車十五号ヲ解雇ス
2. 争議團體友誼團體等ノ物賣的示威ニカシテ得益を結束リ自ラ亦
3. 本會社ヨリ為ス等負勢ヲ揚ケテマリ
4. 會社村山線従業員組合ハ會社幸利ヲ策ス
5. 車掌、監督員七月三十一日暴行サレ
6. 各別人員等會社ヨリ解雇シテ燃焼會社ニ以義ヲ却送ス